

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第4条第1項に規定する総額又は同条第2項に規定する総額を算定するに当たっては、当該総額から次に定めるところにより算定した費用の額の合計額を控除するものとする。</p> <p>イ 別表の第1号訪問事業費のイからハまでの<u>注3から注6まで及びへからチ</u>までの規定による加算又は減算。</p> <p>ロ 別表の第1号通所事業費のイの<u>注3、注6、又及びカからタ</u>までの規定による加算又は減算。</p> <p>別表 第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表</p> <p>1 第1号訪問事業費（1月につき）</p> <p>注2 生活援助従事者研修課程（<u>省令第22条の23第2項</u>に規定する研修をいう。）の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトまでを算定しない。</p> <p>（新設）</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第4条第1項に規定する総額又は同条第2項に規定する総額を算定するに当たっては、当該総額から次に定めるところにより算定した費用の額の合計額を控除するものとする。</p> <p>イ 別表の第1号訪問事業費のイからハまでの<u>注5から注8まで及びトからリ</u>までの規定による加算又は減算。</p> <p>ロ 別表の第1号通所事業費のイの<u>注5、注8、チ及びヲからカ</u>までの規定による加算又は減算。</p> <p>別表 第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表</p> <p>1 第1号訪問事業費（1月につき）</p> <p>注2 生活援助従事者研修課程（<u>省令第22条の23第1項</u>に規定する研修をいう。）の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトまでを算定しない。</p> <p><u>注3 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第129号の6を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p><u>注3</u> 指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定第1号訪問事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者__又は指定第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定__する。</p>	<p><u>の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>注4</u> 厚生労働大臣が定める基準第129号の7を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、<u>所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>注5</u> 指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定第1号訪問事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者<u>(指定第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)</u>又は指定第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定第1号訪問事業を行った場合は、<u>所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定第1号訪問事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。</u>ただし、厚生労働大臣が定める基準第129号の8に該当する指定第1号訪問事業所が、<u>同一敷地内建物等に居住する利用者(指定第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)</u>に対して、指定</p>

改正前	改正後
<p>注4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に<u>所在する</u>指定第1号訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、特別地域訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の<u>指定第1号訪問事業所</u>（その一部とし</p>	<p><u>第1号訪問事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>注6 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に<u>所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った</u>指定第1号訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、特別地域訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注7 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、<u>電子情報処理組織を使用する</u></p>

改正前	改正後
<p>て使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>注6～注8</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p><u>注8～注10</u></p> <p>へ <u>口腔^{くわう}連携強化加算 50単位</u></p> <p><u>注 厚生労働大臣が定める基準第129号の9に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定第1号訪問事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数</u></p>

改正前	改正後
<p>△ 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間は、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イから△までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから△までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから△までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第131号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい</p>	<p>を加算する。</p> <p>ト 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準_第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間は、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イから△までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから△までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから△までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>チ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第131号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イから<u>ホ</u>までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イから<u>ホ</u>までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p><u>チ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準第131号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして<u>市長に届け出た</u>指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、イから<u>ホ</u>までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2 第1号通所事業費</p> <p>イ 介護予防通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>384単位</u>（1回につき）</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,672単位</u>（1月につき）</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲</p>	<p>単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イから<u>へ</u>までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イから<u>へ</u>までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p><u>リ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準第131号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、イから<u>へ</u>までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2 第1号通所事業費</p> <p>イ 介護予防通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>436単位</u>（1回につき）</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,798単位</u>（1月につき）</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲</p>

改 正 前	改 正 後
<p>げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>395単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>3,428単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 総合事業人員等基準第45条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして<u>市長に届け出た</u>指定介護予防通所型サービス事業所(総合事業人員等基準第45条第1項に規定する指定介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防通所型サービス事業(総合事業人員等基準第44条に規定する指定介護予防通所型サービス事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分(利用者が事業対象者であるか特定事業対象者であるかについての区分。以下同じ。)に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>注2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>げる場合に応じ、次に定める単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>447単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>3,621単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 総合事業人員等基準第45条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定介護予防通所型サービス事業所(総合事業人員等基準第45条第1項に規定する指定介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防通所型サービス事業(総合事業人員等基準第44条に規定する指定介護予防通所型サービス事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分(利用者が事業対象者であるか特定事業対象者であるかについての区分。以下同じ。)に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>注2 (略)</p> <p>注3 <u>厚生労働大臣が定める基準第131号の3を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>注4 <u>厚生労働大臣が定める基準第131号の4を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>注3～注5 (略)</p> <p>注6 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>要支援1・事業対象者</u> 376 単位</p> <p>(2) <u>要支援2・特定事業対象者</u> 752 単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的とし</p>	<p><u>位数から減算する。</u></p> <p>注5～注7 (略)</p> <p>注8 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>イ(1)(ロ)を算定している場合 (1月につき)</u> 376単位</p> <p>(2) <u>イ(2)(ロ)を算定している場合 (1月につき)</u> 752単位</p> <p>(3) <u>イ(1)(イ)又はイ(2)(イ)を算定している場合 (1回につき)</u> 94単位</p> <p>注9 <u>利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位 (イ(1)(ロ)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)(ロ)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りではない。</u></p> <p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>て共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、<u>運動器機能向上加算</u>、<u>栄養改善加算</u>、<u>口腔機能向上加算</u>又は<u>選択的サービス複数実施加算</u>のいずれかを算定している場合は、加算しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>ハ <u>運動器機能向上加算 225単位</u></p> <p><u>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>(1) <u>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有</u></p>	<p><u>し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、<u>栄養改善加算</u>、<u>口腔機能向上加算</u>又は<u>一体的サービス提供加算</u>のいずれかを算定している場合は、加算しない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p>する者に限る。) (以下この注において「理学療法士等」という。) を1名以上配置していること。</p> <p>(2) <u>利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</u></p> <p>(4) <u>利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p> <p>(5) <u>2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。</u></p> <p>三 若年性認知症利用者受入加算 240単位</p> <p>注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下この注において同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位</p> <p>注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下この注において同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ホ 栄養アセスメント加算 50単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<u>市長に届け出た</u>指定介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養__リスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が<u>栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算</u>の算定に係る<u>栄養改善サービス</u>を受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>ニ 栄養アセスメント加算 50単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、<u>電子情報処理組織</u>を使用する方法により、<u>市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して<u>栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態の</u>リスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が<u>栄養改善加算又は一体的サービス提供加算</u>の算定に係る<u>栄養改善サービス</u>を受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>
<p>ハ 栄養改善加算 200単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<u>市長に届け出て</u>、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される<u>栄養食事相談等の栄養管理</u>であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び<u>チ</u>において「<u>栄養改善サービス</u>」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1)~(5) (略)</p>	<p>ホ 栄養改善加算 200単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<u>電子情報処理組織</u>を使用する方法により、<u>市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ</u>、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される<u>栄養食事相談等の栄養管理</u>であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「<u>栄養改善サービス</u>」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1)~(5) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ト <u>口腔機能向上加算</u></p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして<u>市長に届け出て</u>、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び<u>チ</u>において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる<u>単位数</u>を所定単位数<u>を加算</u>する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる<u>その他の加算</u>は算定しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>チ <u>選択的サービス複数実施加算</u></p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第133号に適合しているものとして<u>市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が</u>、利用者に対し、<u>運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施</u>した場合に、1月につき次に掲げる<u>単位数</u>を所定単位数<u>に加算</u>する。ただし、<u>運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算</u>を算定している場合は、次に掲げ</p>	<p>△ <u>口腔機能向上加算</u></p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第132号に適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ</u>、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び<u>ト</u>において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる<u>単位数</u>を所定単位数<u>に加算</u>する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる<u>その他の加算</u>は算定しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ト <u>一体的サービス提供加算 480単位</u></p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第133号に適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が</u>、利用者に対し、<u>栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施</u>した場合に、1月につき<u>所定単位数</u>を加算する。ただし、<u>ホ又はへ</u>を算定している場合は、<u>算定</u>しない。</p>

改正前	改正後
<p>る加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 700単位</p> <p>リ 事業所評価加算 120単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第134号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間(算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(2ハの注、2への注又は2トの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間をいう。以下同じ。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>ヌ サービス提供体制強化加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして市長へ届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月に次ぎに掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>(削る)</p> <p>チ サービス提供体制強化加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第135号に適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月に次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>ル</u> 生活機能向上連携加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして<u>市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所</u>において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月に100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>ヲ</u> 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第107号の2に適合する指定介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ</p>	<p>その他の加算は算定しない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>リ</u> 生活機能向上連携加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第15号の2に適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所</u>において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月に100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>ヌ</u> 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第132号の2に適合する指定介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ</p>

改正前	改正後
<p>るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>ワ</u> 科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして<u>市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>カ</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして<u>市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1</p>	<p>るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>ル</u> 科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>ヲ</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1</p>

改正前	改正後
<p>000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p><u>ヨ</u> 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第137号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして<u>市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p><u>タ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準第138号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして<u>市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、イから<u>ワ</u>までにより算定</p>	<p>000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p><u>ワ</u> 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第137号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p><u>カ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準第138号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所型サービス事業所</u>が、利</p>

改正前	改正後
<p>した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>レ 基準緩和通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>313単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,356単位</u> (1月につき)</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>322単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>2,790単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 総合事業人員等基準第5章第2節に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準緩和通所型サービス事業所(総合事業人員等基準第60条第1項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定基準緩和通所型サービス事業(同項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p>	<p>用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>ヨ 基準緩和通所型サービス事業費</p> <p>(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 <u>316単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合 <u>1,369単位</u> (1月につき)</p> <p>(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位</p> <p>(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 <u>325単位</u> (1回につき)</p> <p>(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合 <u>2,816単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 総合事業人員等基準第5章第2節に定める基準に適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</u>指定基準緩和通所型サービス事業所(総合事業人員等基準第60条第1項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定基準緩和通所型サービス事業(同項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分に応じて、</p>

改 正 前	改 正 後
注2・注3 (略)	て、それぞれ所定単位数を算定する。 注2・注3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)
- 2 令和7年3月31日までの間は、改正後の別表第1項の注4及び第2項イの注4の規定は、適用しない。